

福祉医療費受給券・助成券の更新手続きを

現在、有効期限が平成21年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

1.福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

受給資格（※それぞれ所得制限があります）

●重度心身障害者（児）（65歳未満）

- ・身体障害者手帳1・2級所持者
 - ・知的障害の程度が重度の方
 - ・身体障害者手帳3級で、かつ知的障害の程度が中度の方
 - ・特別児童扶養手当1級支給対象児童
 - ・身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方
- ※65歳～74歳の方で、長寿医療制度の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。

●重度心身障害老人（長寿医療制度の該当者）

- ・身体障害者手帳1・2級所持者
- ・知的障害の程度が重度の方
- ・身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方
- ・身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住し、認定された方

●母子・父子家庭（65歳未満）

- ・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子

●ひとり暮らし寡婦（65歳未満）

●ひとり暮らし高齢寡婦（65歳～69歳）

- ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる方

●老人（65歳～69歳）

- ・本人、配偶者及び扶養義務者のそれぞれに、市民税が課税されていない方

2.精神科通院医療費受給券・助成券の更新手続き

受給資格（※それぞれ所得制限があります）

●重度精神障害者（児）（65歳未満）

- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療（精神通院医療）を受けておられる方
- ※65歳～74歳の方で、長寿医療制度の障害認定を受けていない方は、この制度の対象となります。

●重度精神障害老人（長寿医療制度の該当者）

- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で自立支援医療（精神通院医療）を受けておられる方

手続き期間

7月21日（火）～31日（金）
8:30～17:15（土・日を除く）

場 所

保険年金課または各支所

持参する物

- ・健康保険証
- ・前住地の所得証明（平成21年1月2日以降に本市に転入された方）
- ・その他通知に明記されている物

※該当の方へは7月中旬に個人あてに通知しますので、更新の手続きをしてください。なお、通知のない方で、該当すると思われる場合は、お問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課 後期高齢者医療係

☎ 65-0689 ☎ 63-4618

子宮頸がん・乳がん検診の
無料クーポンを配布

女性特有の
がん検診推進事業

国の子育て支援対策として、今年度限り、子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポンを配布することが決まりました。

対象者は、子宮頸がん検診の場合、平成20年4月2日から平成21年4月1日までに20、25、30、35、40歳になった人で、乳がん検診は同期間に40、45、50、55、60歳になった人です。

6月30日現在で、甲賀市に住民登録のある対象者へは、9月末までに無料クーポンを郵送します。クーポンが届くまでに市の実施する検診を受診された方へは自己負担分を返金しますので、領収書を大切に保管しておいてください。

問い合わせ

保健介護課 健康支援担当

☎ 65-0703

☎ 63-4085